

県央構想区域における過剰な病床機能への転換について

1 医療法及び国通知（H30. 2. 7 地域医療構想の進め方について）における考え方

- 都道府県は、公的医療機関等 2025 プラン、病床機能報告の結果等から、過剰な病床機能に転換しようとする医療機関の計画を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議への出席と、病床機能を転換する理由についての説明を求めること。
- 病床機能報告において、6年後の病床機能を、構想区域で過剰な病床機能に転換する旨の報告をした医療機関に対して、速やかに、
 - ① 都道府県への理由書提出を求める。
 - ② 理由書の理由等が十分でない場合は、地域医療構想調整会議での協議への参加を求める。
 - ③ 調整会議での協議が整わない場合は、都道府県医療審議会での理由等の説明を求める。

【参考】（国通知の考え方）新たな医療機関の開設や増床の許可申請への対応

- 都道府県は、新たに病床を整備する予定の医療機関を把握した場合には、当該医療機関に対し、調整会議へ出席し、整備計画と将来の病床数の必要量との関係性等について説明するよう求めること。
- ※ 本県においては、従前より「病院等の開設等に関する指導要綱（病床協議の事前協議）」に基づき実施してきている。

※ 今回の対応方針において、病床整備の事前協議で過剰な機能の増床計画があることが判明したので、病床協議の前に、地域医療構想調整会議での協議への参加を求め、理由等の説明を求める。

2 県央構想区域の病床の状況（平成 29 年度病床機能報告結果）

構想区域	病床機能区分	2017(H29)病床機能報告結果 (A)	2025年の必要病床数 (B)	必要病床数との比較 (過剰・不足) (A-B)	過剰な病床機能
県央	高度急性期	104	541	△ 437	
	急性期	3,117	2,071	1,046	→ 過剰
	回復期	868	1,852	△ 984	
	慢性期	1,037	1,239	△ 202	
	休棟中等	27	-		
	合計	5,153	5,703		

3 過剰な病床機能への転換を検討している医療機関（2025 対応方針より）

医療機関名		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中	計	理由・転換時期(予定)
綾瀬厚生病院	2018 現状		84 床	24 床	60 床		168 床	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化のため建替予定 ・増床 54 床申請予定(急性期 28 床、回復期 26 床)
	2025 計画		112 床	50 床	60 床		222 床	
	差	-	+28 床	+26 床	-	-	+54 床	

4 今後の進め方について

平成 30 年 10 月 30 日	第 3 回県央地区保健医療福祉推進会議 ・該当医療機関の出席、説明を依頼
平成 30 年 11 月 12 日	大和・高座病院協会第 2 回地域ワーキンググループ
平成 30 年 11 月 27 日	第 2 回県央地区保健医療福祉推進会議ワーキンググループ（東部地区） ・意見交換等
平成 30 年 11 月 30 日	平成 30 年度 病床整備に関する事前協議に係る事前協議書申出受付期限
平成 30 年 12 月 4 日	第 2 回県央地区保健医療福祉推進会議ワーキンググループ（西部地区） ・意見交換等
平成 31 年 1～2 月	第 4 回県央地区保健医療福祉推進会議 ・必要に応じて、該当医療機関の出席、説明を依頼 ・平成 30 年度 病床整備に関する事前協議